



ハーブ通信

2009年

9月号

(第40号)

<http://www.hurp.info>

法学館憲法研究所主催 連続講演会 日本国憲法と裁判官

2009年9月9日(水)

2009年5月21日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートしました。この講演は、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

第五回目は、喜多村治雄さんと浅田登美子さんでした。

喜多村さんは裁判官として仕事をしながら、1971年からの全国裁判官懇話会の場で裁判所と裁判官のあり方についての議論に参加されました。今回の講演会では、「裁判所の民主化」について話されました。



喜多村治雄さん

喜多村さんは「裁判所は、一切の法律上の争訟について裁判する権限を有していますが、これを適正かつ円滑に行使するためには、司法行政（裁判所を支えるハウスキーピング的な事務）という行政作用が必要ですが、これは裁判所に所属する裁判官が組織する裁判官会議がその権限もつものと考えられています。しかし、現実には、裁判官

の本務である裁判の仕事は多忙を極め、自分たちで司法行政権を行使することはとても困難でした。そのような中、わたしが赴任した大阪地裁は、たいへん活発に活動をしており、特殊なかたちで司法行政権が運用されていました。わたしにとって、大阪地裁は民主的な裁判所について学ぶ場を設けていただいたところですよ」と述べました。

「しかし、1967年から始まったいわゆる「司法の危機」の時代により、裁判所がかつて良き風潮であった自由闊達な雰囲気は失われていきました。現在では多くの人々の努力によって、改善の兆しが見られますが、戻ったとはいえないと思います」と、裁判所が抱える問題点についても述べました。



浅田登美子さん

浅田登美子さんは広島家裁所長などを務められ、「一女性裁判官の視点で捉えた裁判所における男女平等」というテーマで話されました。

「昭和22年に聞いた憲法講話で、第9条（戦争の放棄）と第14条（基本的人権）は鮮明に覚えています。『今まで不平等だったんだなあ』と子供心に考えました。また、戦後起こった鉄道三大事件

（下山事件・三鷹事件・松川事件）に手弁当で取り組む弁護士の姿に魅せられて、法曹を目指そうと思いました」と述べました。

浅田さんが法曹を目指していた時代は、女性で裁判官になる人はほとんどいませんでした。昭和41年には最高裁の人事局長が「女性裁判官は歓迎しない」などと公言していたそうです。また、家事調停事件について、男女調停委員の役割の分担など、ジェンダーバイアス（男女の役割に対する固定観念）が長いこと続いていたことなどを話されました。

ただ、浅田さん自身は「肩身の狭い思いはしま

せんでした。ただ、『男が命をかける司法界に入ってくるな』『女の裁判官は理屈っぽい』という男性中心の社会でした。今は本当に良くなったと思います」と述べました。

おふたりのお話を聞いて、裁判所も、民主的な事務の運営や女性差別問題など、一般企業と似ている、と思いました。裁判所も人が組織する機関であり、おふたりのように、おかしいところはおかしいと言い、はたらきかけることが組織をよりよくする第一歩であることはどこでも一緒なのだと思います。

（T司）

豊島・直島訪問 産業廃棄物問題をあつた土地を訪ねて

2009年9月4～6日

1971年（昭和45年）廃棄物処理法が制定され、ゴミは一般廃棄物と産業廃棄物に区別されるようになりました。この法律により、企業が排出する産業廃棄物は排出した企業によって処分されることが義務づけられました。これにより、産業廃棄物が発生地から遠く離れた山間部や過疎地に廃棄される事件が、国内各地で起きるようになりました。

豊島もその事件の一つで、1975年に事業者が産業廃棄物処理許可申請を出してから1990年に兵庫県警が摘発するまでに、60万トンを超える廃棄物が捨てられ、2000年に香川県と住民とが和解するまで35年、2003年からこの廃棄物を隣の直島に運んで処理をするのに10年（もう少し延びるそうです）という、膨大な時間をかけて、今すこしずつその自然を回復しているというものです。



廃棄物処理の説明（直島環境センター）



廃棄物の実物を無害化して展示したもの
（豊島の中間処理施設）



豊島の産業廃棄物投棄の現場。茶色のところまで産業廃棄物で埋めつくされていた。下の白いシートの部分、さらにその下にも産業廃棄物が埋まっている



豊島産業廃棄物
問題を詳細に説
明してくれたコ
ンダクターの石
井さん（豊島こ
ころの資料館）

豊島でのコンダクターをしてくださった石井さんの「豊島はまだ良い方で、全国には不法投棄としての扱いさえ受けずに捨てられ続けている場所がいくつもあります」という言葉はショックでした。わたしたちが子供の頃習った『公害』は、今は見えないところで、周囲の住民の方を苦しめているのかもしれない。(T本)



「法学館憲法研究所報 創刊号」 刊行のご案内

◆『法学館憲法研究所報 創刊号』

2009.07刊行 法学館憲法研究所／税込800円

HuRPの理事である浦部法穂先生が顧問を務める法学館憲法研究所より、これまでの研究論文を掲載した所報が刊行されました。「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の様相も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。(本書「刊行あいさつ」より)

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jiclj.jp/form/order.php>
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5 法学館憲法研究所
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。

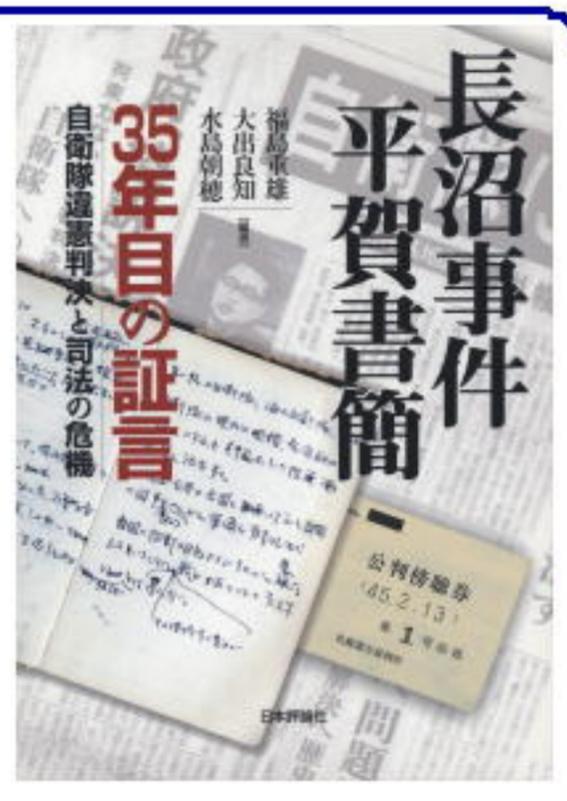


憲法と平和を見つめ直すために 『長沼事件平賀書簡』

◆『長沼事件平賀書簡 ——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機』 福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN: 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社／税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。判決から35年。多くを語らなかつた福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



さまざまな言語で書かれた、人権や平和についての文章を原文で読んでみませんか？

その国の豊かな精神文化にふれて、毎回、何かひとつ言葉を覚えて帰れば、それまでと違った視点で物事を見ることが出来るかもしれません。

第4回は今年の HuRP 3周年イベント「人権ツアーに行こう！」の「軍隊のない国家」の一国として、大使館での取材やビデオメッセージに協力いただいたサンマリノ共和国大使館のマンリオ・カデロさんに、世界最古の共和国であるサンマリノのあらましと簡単なイタリア語を

お話しいただく予定です。世界最古の共和国は、いかにして軍隊のない国家になったかなど、昨年お伝えしきれなかったところを生で聞ける格別の機会です。ぜひ、この機会に参加してサンマリノのことをもっと知りましょう！

日時・場所：10月3日(土) 14:00～16:00
伊藤塾東京校

講師：サンマリノ共和国大使館特命全権大使
マンリオ・カデロさん

カラダに平和を 自炊のススメ

40 牛丼

みなさんは、無性に牛丼が食べたくなることはありませんか？わたしはときどきあります。おいしいですよ。あのおいしさは家で再現するのは難しそうですが、自分好みの味付けならそれなりにおいしくなると思い、今回チャレンジしてみました。

材料：牛肉（切り落としのいちばん安いもので○）、タマネギ、すき焼きのタレ、しょう油、砂糖

手順：

1. 牛肉はそのままか一口大に、タマネギはくし形に切る。
2. フライパンにすき焼きのタレを入れ火をかける。
3. 煮立ったらタマネギと牛肉を入れてふたをする。全体に火が通ったら味を見て、しょう油、砂糖で自分好みの味付けをする

すき焼きのタレだけだと、「すき焼きのタレ味」になってしまうので、ぜひ、味見をして自分好みの味にしてください。外で食べるより半額以下で食べられますので、経済的にもおいしいですよ！（写真は有名な駅弁の容器を押入から引っ張り出してきたものです）



豊島・直島の訪問は貴重な体験となりました。「アートの島」として観光地化が進む直島とは対照的に、豊島は手つかずの自然と産業廃棄物問題を教訓に、自分たちの手で「教育の島」を築きたいとコンダクターの方は話していました。今度はゆっくりと、自然を満喫しに訪問したいと思いました。

(T本)

